

Back Number

本論文は

世界経済評論 2023 年 3/4 月号

(2023 年 3 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

バイデン政権の 対中戦略と 米中デカップリング



専修大学経済学部教授 大橋 英夫

おおし ひでお 1956年京都市生まれ。1979年上智大学卒業、1984年筑波大学大学院単位取得。三菱総合研究所研究員、香港総領事館専門調査員、日本国際問題研究所、ジョージワシントン大学客員研究員などを経て、現職。近著に『チャイナ・ショックの経済学—米中貿易戦争の検証』（勁草書房、2020年）。

米中貿易戦争以後、米中経済関係を安全保障から捉える見方が強まっている。トランプ政権は、台頭する中国に対して、追加関税の発動、輸出管理や対内投資規制の強化など、単独主義的な対応に終始した。中国を「唯一の競争相手」とみるバイデン政権は、トランプ政権の対中政策を基本的に踏襲しながら、同盟国・同志国との連携、サプライチェーンの再編・強靱化、CHIPS法にみられる産業政策、さらには対外投資規制まで想定して、より包括的な対中政策を展開している。しかしながら、米中貿易の動きをみる限り、デカップリングとみられる状況はかなり限定的である。米国の対中輸入では、追加関税以外の品目は急速な回復傾向を示しており、規制品目に限れば、中国以外からの調達による貿易転換も進んでいる。唯一の例外は半導体に代表される先端技術分野であり、この面でバイデン政権のデカップリングの姿勢は一貫している。しかし中長期的には、米国の対中政策は、貿易転換を通して中国の産業高度化に、また先端技術分野のデカップリングは、中国の「自立自強」に間接的に寄与する可能性がある。

はじめに

米国の対中政策は、オバマ、トランプ、バイデン政権を通して、「関与」から「競争」へと大きく転換した。2017年12月に発表されたトランプ政権の「国家安全保障戦略」(NSS)では、中国を自由化するという信念に基づき、中国の台頭と国際秩序への統合を支援し、中国を好意的で信頼できるパートナーに変える努力は誤りであったと断言されている(White House 2017)。トランプ政権は、米中国交正常化以来の米国の対中「関与」政策との決別を宣言し

て、中国に対する貿易戦争を発動して対立姿勢を明確にした。

バイデン政権は、トランプ政権の単独主義的な外交を批判して、同盟国・同志国との連携により中国に対抗していく姿勢を明らかにした。その「国家安全保障戦略」では、中国は国際秩序を再構築する意図と、それを実現する経済力、外交力、軍事力、技術力を併せ持つ唯一の競争相手として認識されている(White House 2022e)。この基本認識に基づき、同盟国・同志国との連携を強化する枠組みとして、バイデン政権は日米豪印戦略枠組み(QUAD)、米英豪安全保障枠組み(AUKUS)に続いて、「自由

で開かれたインド太平洋」(FOIP)の推進を目指す「インド太平洋戦略」(White House 2022a)を打ち出し、その行動計画の一環としてインド太平洋経済枠組み(IPEF)を主導している。

本稿では、「競争」のもとで変質しつつある米中経済関係に焦点を当て、バイデン政権の具体的な対中政策措置を整理したうえで、トランプ政権以来のデカップリング政策の現状を検証してみたい。

I 米中経済関係の変質

貿易戦争を通して、米中経済関係には顕著な変化がみられるようになった。とくにトランプ政権の後半になると、中国のみならず、米国においても、米中両国間の経済的相互依存関係を安全保障の観点から認識する姿勢が強まった。改革開放後の急速かつ持続的な経済成長により、いまや中国は米国に次ぐ超大国である。台頭する新興国と既存の覇権国との衝突を不可避とする「トゥキディデスの罠」(アリソン 2017)が指摘されるほどに、米中経済関係にも緊張感が漂うようになった。

これを受けてバイデン大統領は、2021年11月の米中首脳オンライン会談において、競争を衝突にしないガードレールの設置、不測事態の回避を強調した。2022年3月に国防総省から議会に提出されたバイデン政権初の「国家防衛戦略」は、「国家安全保障戦略」に先立ち、米国の安全保障に対するもっとも包括的で深刻な挑戦は中国であると明記し、ロシアがウクライナに侵攻した直後であるにもかかわらず、国家防衛の最優先事項として「ヨーロッパにおけるロシア」ではなく、「インド太平洋地域にお

ける中国」を掲げている(DOD 2022)。2022年夏にペロシ米下院議長が台湾を訪問すると、中国はその対抗措置として台湾海域で大規模な軍事演習を実施した。「台湾有事」が現実味を増すなか、2022年11月、3年半ぶりに対面で開催された米中首脳会談でも、バイデン大統領はガードレールの設置、不測事態の回避を繰り返し強調した。

米中超大国間の競争で優位に立つには、何よりも先端技術の保有、あるいはその開発能力が鍵となる。そのため米中経済関係でも、先端技術のあり方が主要な関心事項となっている。米中経済関係の変質を反映して、米国の対中政策も、巨額の対中貿易赤字が米国の製造・雇用に及ぼした「チャイナ・ショック」への対応から、先端技術分野においても「自立自強」を目指す中国の野心的な動きへの対応へと、大きな転換を遂げている。

II トランプ政権以来の政策措置

バイデン政権の通商政策では、大規模な非市場経済国である中国の不公平で非市場・非競争的な経済慣行が市場を歪め、米国や同盟国・同志国の労働者や企業に損失を与えているとの基本認識が示されている。また民主党政権であるバイデン政権は、中国の労働者に基本的労働権が付与されていないこと、新疆ウイグル自治区における強制労働、さらに脆弱な環境規制・執行体制を問題点として指摘しており、これらも不公平な非市場・非競争的な経済慣行の一部とみなしている(USTR 2022a)。

中国の非市場・非競争的な経済慣行に対して、まず二国間交渉、そしてWTOでの多国間交渉を通して、米国はその是正に努めてき

た。米国の歴代政権は、対中貿易不均衡に対しては、まず GATT/WTO のルールに則したアンチダンピング（AD）課税や相殺関税（CVD）などの輸入制限措置で対応してきた（大橋 1998）。しかし米中経済関係の変質に伴い、バイデン政権の対中政策措置はきわめて多様化している。トランプ政権が発動し、バイデン政権に踏襲された政策措置を含めて、ここでは、まずバイデン政権下における米国の対中政策の具体的措置を整理しておこう。

1. 貿易制限措置

トランプ政権が仕掛けた貿易戦争は、2018年1月、1974年通商法 201 条に基づく太陽光パネルと大型家庭用洗濯機の輸入に対するセーフガードの発動で始まった。2022年12月、米商務省は天合光能や比亞迪（BYD）などの中国系メーカー 4 社が太陽電池の関連製品を東南アジアから迂回して輸出することにより、米国の関税を回避しているとの調査結果を発表した（*Bloomberg*, December 2, 2022）。5 年前に発動されたこの措置が、いまなお有効であることが再確認された。

第 2 に、2018年3月、1962年通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品輸入に対する安全保障措置として関税賦課が実施された¹⁾。Bown（2017）によると、1980～2016年に米国が輸入規制を目的として実施した調査件数 2055 件のうち、安全保障上の理由による輸入制限措置はわずか 1 件にとどまった。トランプ政権が選択したきわめて単独主義的な措置は、GATT/WTO のルールに抵触する可能性があることから、歴代政権はその発動にきわめて慎重であった。結局、トランプ政権が発動したこの政策措置では、EU、日本などの製品も

関税賦課の対象となり、米国の同盟国・同志国との間に深刻な軋轢をもたらした。

第 3 に、トランプ政権下の代表的な対中政策措置として、2018年3月に発表され、同年7月から実施された 1974 年通商法 301 条調査に基づく追加関税がある。上記の 2 つの措置は、もちろん中国だけを対象にした措置ではない。米国の輸入で中国製品が大きなシェアを占めていたために、あたかも対中制裁であるかのように受け取られた措置であった。これに対して、301 条調査に基づく追加関税は、不合理・差別的であり、米国企業に負担や制限を加える中国からの輸入商品を標的にした措置である。

対中追加関税は米国の産業・市民生活に及ぼす影響、具体的には対中輸入への依存度を慎重に考慮したうえで、リスト 1～4A・B が設定された（後掲表 1）。このうち、2020年1月の米中通商協議第一段階合意に際して、リスト 4B は発動が見送られ、リスト 4A の関税率は半減された。後述するように、通商法 301 条調査に基づく追加関税は米中デカップリングを象徴する政策措置となった。

2. 輸出管理措置

2018年8月にトランプ大統領は「国防権限法」（NDAA）に署名した。NDAA には、安全保障の観点から、輸出管理規制に関する「輸出管理改革法」（ECRA）と「対米投資規制に関する外国投資リスク審査現代化法」（FIRRMA）が組み込まれた。いずれも米国が科学技術や製造部門において主導的な立場にあることが、安全保障に不可欠であるとの認識に基づいている。

米国の輸出管理では、防衛・原子力関連・サービス、経済制裁、機密技術などは個別の法

律で管理されており、これに該当しない品目が ECRA とこれに基づく輸出管理規則（EAR）により商務省産業安全保障局（BIS）が管理している。ECRA では、現行の輸出規制では捕捉できていない「新興・基盤」技術²⁾を特定して管理対象とした。その後、EAR に基づき、米国の安全保障・外交政策の利益に反するとし、エンティティリスト（EL）に追加掲載される中国企業が相次いでいる。

3. 対内投資規制

上記の FIRRMA に基づき、安全保障の観点から、外国投資を審査する対米外国投資委員会（CFIUS）の権限が強化された。CFIUS に関しては、これまでも 1980 年代の日本企業による対米投資や米国資産取得の急増に際して、また 2000 年代の外国国有企業による米国の重要インフラの買収時に、「エクソン・フロリオ条項」³⁾の改正や「2007 年外国投資・国家安全保障法」（FINSA）により、その権限強化が図られてきた。

FIRRMA では、まず ECRA の「新興・基盤技術」を含む重要なインフラ及び技術に対する投資審査の強化が掲げられた。またマイノリティ投資、安全保障上機微な場所への不動産投資、特定取引の事前審査、「懸念国」の関与など、審査対象・範囲が拡大された。その後も、外国の対米投資審査の強化策は継続されている。たとえば、2022 年 9 月にバイデン政権は、CFIUS が審査過程に含めるべき安全保障上の要素を詳述するとともに、追加的な監視が必要な技術リストを明示している（White House 2022d）。

III バイデン政権の対中政策措置

バイデン政権下においても、上述したトランプ政権の対中政策措置のほとんどが継承され、実施されている。同時に、立法措置や省庁横断型検証を伴う、より包括的な対中政策が展開されている。その政策措置のなかには、米国が常々中国に対して厳しい批判を浴びせてきた典型的な産業政策に基づく政策措置も含まれている。

1. サプライチェーンの再編・強靱化

2021 年 2 月にバイデン大統領は、経済的繁栄と国家安全保障を確保するために、米国のサプライチェーンに関する大統領令に署名し、エネルギー省、運輸省、農務省、保健福祉省、商務省、国土安全保障省、国防総省の 7 つの政府機関に 100 日間の産業レビューを義務づけた。もとより、医薬品有効成分（API）、レアアース、鋳・鍛造品など、米国の重要物資のサプライチェーンは中国に集中している。しかも米国内の製造能力には限界があり、インセンティブも不十分である。そこで 2021 年 6 月には、サプライチェーンの脆弱性と短期的混乱への対応、産業基盤の構築、そして長期戦略からなるサプライチェーンの強化策が打ち出された（White House 2021）。

サプライチェーンの再編に関しては、その主要拠点を米国内に置くオンショアリング、米国内に回帰させるリショアリング、北中米に生産拠点を移転して生産者と消費者の距離を縮めるニアショアリング、同盟国や友好国にサプライチェーンを集約するフレンドショアリング、費用対効果をもっとも高いライトショアリングな

ど、国内雇用、製造基盤・エコシステム、生産コスト、地政学的リスクをめぐって、そのあり方に関する議論も活発化している。サプライチェーンをめぐる議論では、米EU通商技術委員会（TTC）、QUAD、IPEF、その他二国・多国間自由貿易協定（FTA）との連携も不可欠となっている。

2. 産業政策の展開

米中貿易戦争の深刻化に伴い、米議会では中国に対する技術競争力を高め、中国企業や軍産複合体への資本や技術の流出を防止するために、一連の「中国対抗法案」が議論されてきた。関連する多様な法案の統合・分割、また合意に達した法案からの先行的立法化など、上下院・超党派での調整が進められている。

2022年8月に「CHIPS (Creating Helpful Incentives to Produce Semiconductors)・科学法」(CHIPS法)が成立した(White House 2022c)。この法律は、米国内の半導体工場建設を補助金と設備投資に対する25%の投資減税の両面で支援するものであり、総額約2,800億ドルにのぼり、半導体産業への資金援助527億ドル(商務省製造インセンティブ390億ドル、商務省研究開発110億ドル、その他27億ドル)が含まれている。CHIPS法の成立に基づき、マイクロンやクアルコムの大規模投資やTSMCやサムスンといった半導体トップ企業の誘致が可能となった。しかもCHIPS法では、半導体関連投資で米政府から補助金を受けた企業は、中国を含む「懸念国」で10年間半導体関連の製造能力を拡張する投資ができないことになっている。

同じく2022年8月に成立した「インフレ削減法」は、その8割に相当する3,910億ドルが

エネルギー安全保障・気候変動対策に充てられている。ここでも、EV普及のための税額控除対象車の条件として、バッテリーに含まれる重要鉱物・部品が「懸念国」以外のものという制約が設けられている。

3. 対外投資規制

対外投資による技術流出の懸念から、また実際に米国から中国のITスタートアップ企業などへの投資が活発化していることもあり、米国では新たに対外投資規制の動きがみられる⁴⁾。すでに米議会では、2022年6月に上下両院超党派議員団により、中国を含む「懸念国」への投資に関する「2022年国家重要能力防衛法」(NCCDA)の草案が合意された。ここでは、対外投資にも対内投資のCFIUSに相当する機関を設けて、投資審査を実施することが提起されている。レモンド商務長官によると、対外投資審査制度はバイデン大統領の支持も得ているという(『日本経済新聞』2022年6月11日)。

対外投資規制が導入されると、中国に対する財・サービス及び資本移動の管理・規制の体系はほぼ完成する。ただし、もちろん産業界からは、まず技術流出は既存の輸出管理体制で十分対応できる、またモニタリングの資源が不十分である、しかも投資機会の喪失やコスト増につながるとして、対外投資規制の動きに対しては反対の声が根強い(USCBC 2022a)。

4. 人権デューデリジェンス

以上の政策措置に加えて、バイデン政権では、人権とビジネスに関する規制がさらに強化されている。バイデン政権は、その初年度の通商政策から、中国との関係では新疆ウイグル自治区の人権侵害が最優先課題であると指摘して

いる (USTR 2021)。その後、新疆ウイグル自治区での強制労働の関与が疑われる製品に対しては、税関・国境警備局 (CBP) が輸入貨物引き渡しの保留命令を発令してきた。そして 2021 年 12 月に「ウイグル強制労働防止法」(UFLPA) が成立した。UFLPA では、CBP が例外と認めない限り、新疆ウイグル自治区の製品は強制労働下で生産されたものとみなされることになった。2011 年に国連人権理事会が全会一致で「ビジネスと人権に関する指導原則」を承認してから、企業には人権デューデリジェンスへの積極的な取り組みが求められているが、中国事業では人権問題と企業のレピュテーションリスクとが表裏一体の関係にある。

このほか、バイデン政権では、省庁別に中国に対する行政措置が講じられている。たとえば、連邦通信委員会 (FCC) は安全保障の脅威となる機器・サービスのリストに中国企業を掲載し、さらに中国製電子機器の輸入・販売認証を禁止している。また証券取引委員会 (SEC) は、中国の軍事関連企業の証券売買・保有を禁止し、中国企業の上場基準の厳格化や上場廃止を進めている。さらに国務省は中国メディアを外国宣伝機関に認定するなど、中国に対してそれぞれの所管責任に基づく行政措置を講じている。

IV 対中輸入デカップリング

対中政策措置の実施に伴い、トランプ政権期から主張されている米国の対中デカップリングは、当初の狙い通り進んでいるのだろうか。一口にデカップリングといっても、マクロ経済 (政治、金融) から、貿易 (サプライチェーン、投入要素)、イノベーション (R&D、標準)、

表 1 通商法 301 条調査に基づく米国の対中追加関税

追加関税	主要対象品目	依存度 ¹⁾
リスト 1 2018 年 7 月	自動車、産業機械、電子部品など 818 品目 (340 億ドル) に 25%	5.2
リスト 2 2018 年 8 月	半導体、プラスチック製品など 279 品目 (160 億ドル) に 25%	9.4
リスト 3 2018 年 9 月	食料品、家電、家具など 5,745 品目 (2,000 億ドル) に 10% ²⁾	13.4
リスト 4A 2019 年 9 月	テレビ、電話、衣料品など 3,243 品目 (1,114 億ドル) に 15% → 2020 年 1 月 7.5% に引き下げ	23.6
リスト 4B 2019 年 12 月	携帯電話、PC、玩具・ゲームなど 555 品目 (1,600 億ドル) に 15% → 2020 年 1 月発動見送り	84.2

注 1：対象品目の総輸入に占める中国からの輸入の比率 (2020 年・%)。

2：2019 年 5 月に 25% に引き上げ。

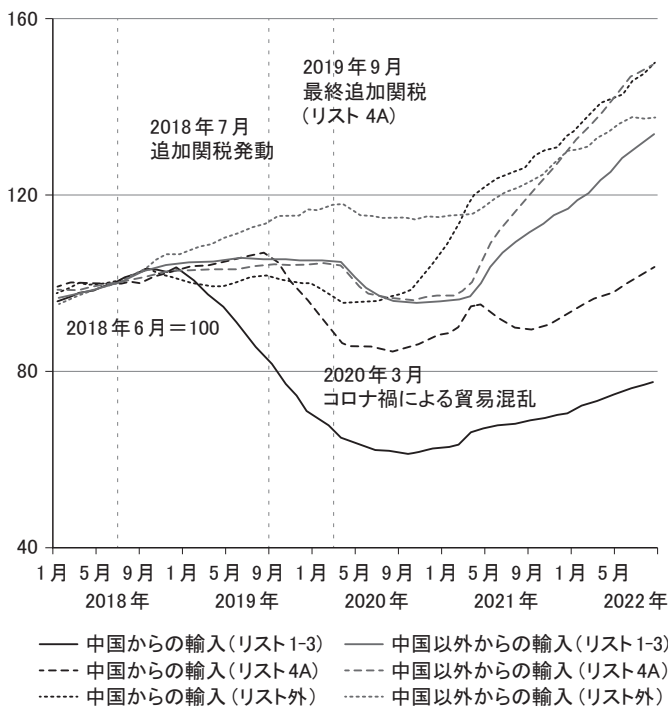
資料：大橋 (2020)、122 頁。

デジタル (データガバナンス、ネットワーク、電気通信) 分野まで、その対象は多岐に及ぶ (European Chamber 2020)。米中デカップリングを判断する材料として、ここでは、通商法 301 条調査に基づく追加関税リスト (表 1) に従って、追加関税が発動された 2018 年 7 月以後の対中貿易の動きを確認しておこう。

まず大前提として、トランプ政権で設けられた対中追加関税及びその関税率は、バイデン政権下においても引き続き維持されている。2021 年 10 月にタイ通商代表と劉鶴副首相の間で、米中通商協議の再開が発表された。また関税引き下げや適用除外の手続きが表明されているにもかかわらず、具体的な動きははまだ限定的である (大橋 2022a, 2022b)。

そこで米国の対中輸入の動きであるが、総じていえば、当初は追加関税とコロナ禍による中

図1 米国の中国・中国以外からの輸入動向（追加関税リスト別）



資料：Bown（2022b）より作成。

国側の供給体制の混乱のために、米国の狙い通りに減少に転じた。しかしその後は、追加関税リストごとに、大きく異なる動きをみせている（図1）。たとえば、追加関税リスト1～3の対中輸入は減少を続け、その後も回復はきわめて緩慢である。一方、追加関税の対象となっていない、あるいは発動が見送られた品目の輸入は急増に転じた。結果として、米国のモノの貿易赤字は史上最高レベルを更新している。

追加関税の対象となっていない品目、なかでもノートPC、モニター、スマートフォン、ビデオゲーム、玩具の輸入急増は、折からのリモートワーク・授業や在宅時間の増加に伴う「パンデミック特需」を反映したものである⁵⁾。またこの分野で米国の輸入シェアを高めたのがベトナムである。これはサムスンやLGのス

マートフォン、任天堂SwitchやマイクロソフトXboxのベトナムへの生産移管を反映した動きである。

これに対して、追加関税リスト1～3の対象品目に関しては、明らかに貿易転換の動きがみられる。米国のこの分野の輸入先は、モデムやルーターなどのIT機器はメキシコ・台湾、自動車部品はメキシコ・カナダ、家具はベトナムへと移行しつつある。

このように米国の対中輸入が回復傾向を示すなか、米国の中国からの半導体輸入は大幅に減少した。中国製半導体は主に自動車や家電に使用される量産品であり、輸入減少の大きな理由は中国以外に量産品の調達先が見当たらないためである。換言すると、付加価値の低いレガシー（旧世代）量産品ばかりが生産されている

ところに、中国の半導体産業の課題がある。また追加関税が半減されたリスト 4B の対象品目では、衣料品・履物はベトナム・バングラデシュからの輸入に転換されつつある。またコロナ禍のなか、医療用品については、2020 年 4 月にトランプ政権が関税除外を決定したために、一時的に対中輸入が急増した。

以上の観察に基づくと、半導体というごく一部の品目を例外として、中国から米国へのモノの動きからはデカップリングの徴候を見出すことはできない。

V 対中輸出デカップリング

一方、米国の対中輸出額は 2022 年 1~10 月に対中輸入額の 4 分の 1 程度の規模にとどまっている。バイデン政権としては、対中デカップリングどころか、世界最大の成長市場である中国への輸出拡大が求められているのである。

米国の対中輸出のポイントは、2020 年 1 月の米中通商協議第一段階合意に明記された中国が 2021 年末までの 2 年間に 2000 億ドルの米国産品・サービスを購入するとの約束である。残念ながら、その後はコロナ禍により消費が低迷したこともあり、この約束は達成されず、中国の購入額は約束した米国の輸出の 58% にとどまった (Bown 2022a)。なかでも期待が大きかった自動車と航空機は、自動車が中国の報復関税に含まれていたり、ボーイング機が墜落事故を起こしたりしたことから、それぞれ目標額の 39%、18% にとどまった⁶⁾。またコロナ禍以前には米国の対中サービス輸出の半分以上を占めていた旅行サービスが、コロナ禍により壊滅的な打撃を受けた。

農産品の対中輸出は、中国が米国産大豆に報

復関税を課したことから、やはり約束の水準には達しなかった。それでも米国産農産品の対中輸出が比較的順調であったのは、中国が米国との約束を守ろうとしたというよりも、中国で流行したアフリカ豚コレラによる豚肉不足を補うために豚肉及び養豚用飼料の輸入を拡大させたこと、そして 2019 年のトウモロコシと小麦の関税割当に対する WTO の紛争解決の判決を中国が遵守しようとしたことによる。

トランプ政権の対中追加関税に関しては、米国の製造業の生産、雇用、輸出に負の影響を及ぼしたとの評価が一般的である⁷⁾。もちろん、一部の産業・企業や消費者・労働者が追加関税で恩恵を受けた可能性は排除できないが、それも他の部門が被った損失によって相殺され、米国経済全体としては相当重大な負の影響を受けたといわざるをえない。

VI 対中先端技術輸出規制

米国の対中輸出のもうひとつのポイントは、デカップリングがもっとも強調されている先端技術分野であり、それを象徴するのが半導体貿易である。華為や中芯国際集積回路製造 (SMIC) は EL に掲載され、米国製品・技術の輸出・再輸出及び国内移転は原則不許可となっている。しかしながら、下院外交委員会共和党グループが公開した華為と SMIC 向けの輸出許可申請状況によると、2020 年 11 月~2021 年 4 月に華為向けの許可申請 169 件のうち 113 件 (69.3%)、SMIC 向け許可申請 206 件のうち 188 件 (91.3%) が承認されている (表 2)。華為向けは半導体、SMIC 向けは半導体製造に使用されるソフトウェア、ガス、化学物質、部品が中心となっている。安全保障に影響を与えない、

表2 華為・SMIC に対する輸出許可申請状況

	華為		SMIC		
	件数	100万 ^{ドル}	申請数	件数	100万 ^{ドル}
申請数	169	91,264	申請数	206	43,109
承認	113	61,432	承認	188	41,892
差し戻し	48	29,775	差し戻し	17	1,160
却下	2	57	却下	1	57

資料：House (2021) より作成。

具体的には5Gレベル未満の通信システム向けの品目を中心であるとはいえ、わずか半年の間に半導体関連で実に1000億ドルを超える両社への輸出許可申請が承認されているのである。

このように、いままでのところ、先端技術の対中デカップリングは限定的との印象が強い。しかし2022年10月、商務省は先端コンピュータと半導体製造に対する輸出規制の強化策を発表した(BIS 2022a)⁸⁾。この規制強化策では、関連製品は原則不許可、純粋に民生用途であっても禁輸対象とし、先端企業のみならず、半導体開発・製造全般を規制対象としており、これまでの想定以上に厳しい措置となっている。しかも米国人による中国の先端半導体開発・製造へのあらゆる関与が禁止されており、ヒトの要素にも規制が及んでいる。さらに米国企業以外からの輸出も、中国にある外資の半導体工場への輸出も規制対象とされている。そのため中国市場への依存度の高い日本の半導体素材・製造装置産業にも重大な影響が及ぶことが予想されることから、今後は具体的な運用を見守っていく必要がある。

おわりに

世界最大の成長市場である中国に対する米国企業の見方は、AmCham China (2022) や USCBC (2022b) の調査結果からみる限り、い

ささか複雑である。中国の国内市場をターゲットとする米国企業は、米中関係の動向に注意を払いつつ、現状維持の姿勢を続けている。中国市場をことさら重視する企業は、たとえば、市場と製造の両面で中国に大きく依存するテスラのように、「地産地消」型ビジネスを展開している。一方、中国を製造・輸出拠点として活用している企業は、米国の対中規制や産業政策に着目しており、なかでも2022年の中国のゼロコロナ政策を深刻に受け止め、徐々にサプライチェーンから中国を除外する動きをみせ始めている。

バイデン政権は、トランプ政権と異なり、必ずしも全面的な米中デカップリングを追求しているわけでない。ただ、少なくとも安全保障に直結しうる分野に関しては、バイデン政権は中国とのデカップリングを辞さない構えをみせている。2022年12月にも、BISは半導体を中心とする中国企業36社をELに追加した(BIS 2022b)。しかしその翌日、通商代表部は2022年末に期限切れとなる予定であった通商法301条調査対象352品目の適用除外を9カ月延長すると発表した(USTR 2022b)。これはバイデン政権が「競争」を強調すると同時に、常に対話・協調の糸口を模索し続けている証左でもある。

最後に、バイデン政権の対中政策は、中国にどのような影響を及ぼすだろうか。まず追加関税に代表される貿易戦争初期の政策措置は、明らかに中国の対外貿易構造の転換を促している。もちろん、このような傾向は貿易戦争やコロナ禍以前からみられた。たとえば、中国の部材がベトナムに送られ、ベトナムで最終財に組立・加工されて、米国に輸出されるという新たな「三角貿易」の動きである。これは中国の労

働集約型産業の国外移転（及び国内後発地区への移転）を促し、中国の産業構造の高度化に間接的に寄与している。また先端技術分野では、中長期的には、米国のデカップリング措置は中国の先端技術分野の開発力の増強、さらには「自立自強」の契機になることが予想される。

【注】

- 1) 2022年12月、WTOの紛争処理小委員会は、米国が鉄鋼・アルミニウム製品に課した関税はWTO協定に違反すると結論づけ、中国を含む提訴国の主張を認めた（『日本経済新聞』2022年12月10日）。
- 2) トランプ前政権は2020年10月に「国家安全保障戦略」に基づき「重要・新興技術のための国家戦略」を発表した。ここで提示された20分野からなる「重要・新興技術（C&E）リスト」は、その後、2022年2月にバイデン政権の国家科学技術会議（NSTC）により更新されている（White House 2022b）。
- 3) 1988年包括貿易競争力法が1950年国防生産法（DPA）721条を修正して設けた外資規制条項。
- 4) 対外投資規制のほか、USCC（2022）では、これから採用される可能性がある対中政策措置として、米国政府・大統領に対する海外投資売却権限の付与、米国ドル建て資産の取得に手数料・税金を導入する市場アクセス料があげられている。
- 5) 2022年夏以後、アジア発米国向けのコンテナ船輸送量は、中国発が減少、ASEAN発が増加傾向を示している。これは米国の「パンデミック特需」が収束し、中国からASEANへの貿易転換が進んでいることを示唆している（『日本経済新聞』2022年12月9日）。
- 6) 米中通商協議第一段階合意に明記された中国による2000億ドルの対米輸入の中間レビューについては、大橋（2021）を参照。
- 7) たとえば、Flaen and Pierce（2019）、Handley et al.（2020）などを参照。
- 8) これに対して中国商務部は、2022年12月12日、米国による半導体などの対中輸出規制が不当であるとしてWTOに提訴したことを明らかにした（『新華網』2022年12月12日）。

【参考文献】

- * 機関名が明記されているものは当該機関のWebサイト掲載。
- アリソン、グレーム（2017）、藤原朝子訳『米中戦争前夜—新旧大国を衝突させる歴史の法則と回避のシナリオ』ダイヤモンド社。
- 大橋英夫（1998）、『米中経済摩擦—中国経済の国際展開』勁草書房。
- 大橋英夫（2020）、『チャイナ・ショックの経済学—米中貿易競争の検証』勁草書房。
- 大橋英夫（2021）、「変容する米中経済関係の行方—米新政権の成立」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『岐路に立つアジア経済』文眞堂。
- 大橋英夫（2022a）、「バイデン政権の対中政策と中国の対応」『世界経済評論』第66巻第1号。

- 大橋英夫（2022b）、「米国の対中通商政策の現段階」『東亜』第660号。
- AmCham China（2022）、*China Business Climate Survey Report*, American Chamber of Commerce in the People's Republic of China, March.
- BIS（2022a）、“Commerce Implements New Export Controls on Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items to the People's Republic of China (PRC),” Bureau of Industry and Security, Department of Commerce, October 7.
- BIS（2022b）、“Commerce Adds 36 to Entity List for Supporting the People's Republic of China's Military Modernization, Violations of Human Rights, and Risk of Diversion,” Bureau of Industry and Security, Department of Commerce, December 15.
- Bown, Chad（2017）、“Aluminum, Lumber, Solar: Trump's Stealth Trade Protection,” Policy Brief 17-1, Peterson Institute for International Economics.
- Bown, Chad（2022a）、“China Bought None of the Extra \$200 Billion of US Exports in Trump's Trade Deal,” Peterson Institute for International Economics, July 19.
- Bown, Chad（2022b）、“Four Years into the Trade War, Are the US and China Decoupling?” Peterson Institute for International Economics, October 20.
- DOD（2022）、“Fact Sheet: 2022 National Defense Strategy,” Department of Defense, March 28.
- European Chamber（2020）、*Decoupling: Severed Ties and Patchwork Globalisation*, Mercator Institute for China Studies and European Union Chamber of Commerce in China.
- Flaen, Aaron, and Justin R. Pierce（2019）、“Disentangling the Effects of the 2018–2019 Tariffs on a Globally Connected US Manufacturing Sector,” Finance and Economics Discussion Series 2019-086, Board of Governors of the Federal Reserve System.
- Handley, Kyle, Fariha Kamal, and Ryan Monarch（2020）、“Rising Import Tariffs, Falling Export Growth: When Modern Supply Chains Meet Old-Style Protectionism,” NBER Working Paper 26611.
- House（2021）、“McCaul Brings Transparency to Tech Transferred to Blacklisted Chinese Companies,” Foreign Affairs Committee, October 21（<https://gop-foreignaffairs.house.gov/press-release/mccaul-brings-transparency-to-tech-transferred-to-blacklisted-chinese-companies/>）.
- USCBC（2022a）、“USCBC Views on the “Make It in America Act” /USICA and the America COMPETES Act,” US-China Business Council, March 9.
- USCBC（2022b）、*2022 Member Survey*, US-China Business Council, August.
- USCC（2022）、*2022 Annual Report to Congress*, U.S.-China Economic and Security Review Commission.
- USTR（2021）、*2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report*, United States Trade Representative, March.
- USTR（2022a）、*2022 Trade Policy Agenda and 2021 Annual Report*, United States Trade Representative, March.
- USTR（2022b）、“USTR Extends Exclusions from China Section 301 Tariffs,” December 16.
- White House（2017）、*National Security Strategy of the United*

States of America, December 18.

White House (2021), *Building Resilient Supply Chains, Revitalizing American Manufacturing, and Fostering Broad-Based Growth: 100-Day Review under Executive Order 14017*, June.

White House (2022a), *Indo-Pacific Strategy of the United States*, February.

White House (2022b), "Technologies for American Innovation and National Security," February 7.

White House (2022c), "Fact Sheet: CHIPS and Science Act Will Lower Costs, Create Jobs, Strengthen Supply Chains, and Counter China," August 9.

White House (2022d), "FACT SHEET: President Biden Signs Executive Order to Ensure Robust Reviews of Evolving National Security Risks by the Committee on Foreign Investment in the United States," September 15.

White House (2022e), *National Security Strategy*, October 12.

YouTube 動画配信・世界Econo.Bizセレクト

国際貿易投資研究所では YouTube による動画配信を行っています。
ホームページよりアクセス可能です。(https://iti.or.jp/)

【主な動画配信】

- ITI 主催オンラインセミナー「ウクライナ戦争とヨーロッパの転換」(12月13日開催)
- ITI・JETRO 共催オンラインセミナー「地方における産業発展と高度外国人材への期待」(12月7日開催)
- ITI 主催オンラインセミナー「第14次5か年計画の始動と共産党大会の課題」(7月27日開催)
- ITI・日印協会共催オンラインセミナー「インド太平洋時代のアンカー：インドの可能性を探る」(6月10日開催)
- ITI・JETRO 共催オンラインセミナー「WTOとFTAを通じた新たな通商ルール形成の可能性」(3月17日開催)
- ITI (国際貿易投資研究所) 連続セミナー「チャイナ+1としてのメコン」第2回「メコン地域における一帯一路の現状と展望：CLMを中心に」藤村 学 (青山学院大学教授)
- ITI(国際貿易投資研究所)連続セミナー「チャイナ+1としてのメコン」第1回「タイ、新興投資国として高まる存在感」牛山隆一 (日本経済研究センター主任研究員)
- 世界経済評論 2022年3・4月号 著者を囲む読者座談会 (90分) —世界Econo.Bizセレクト No.24—
- 「イスラーム金融と国際基準：望まれるコンベンショナル金融との連携強化」世界経済評論インパクト No.2403 (22.01.24付) 金子寿太郎 世界Econo.Bizセレクト No.23
- 世界経済評論 2022年1・2月号 著者を囲む読者座談会 (90分) —世界Econo.Bizセレクト No.22—

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) オンラインセミナー
『ウクライナ戦争とヨーロッパの転換』



田中 素香氏 「ウクライナ戦争とヨーロッパの転換・今後の経済通し」
赤川 省吾氏 「対ロシア融和策を捨てた欧州—最新の政治動向—」
田中 理氏 「欧州グリーン復興その後—エネルギーの脱ロシア依存と経済への影響—」

国際貿易投資研究所・JETRO 共催オンラインセミナー
『地方における産業発展と高度外国人材への期待』



白藤 香氏 「国立大学海外留学生、専門職人材が地方産業発展に果たす役割」
河野 敬氏 「我が国の高度外国人材 受入と課題」
アモリン・カーシオ氏 「日本で活動する外国人材が必要とする環境改善」

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 主催オンラインセミナー
『第14次5か年計画の始動と共産党大会の課題』



岡善 久美子氏 「中国の金融セクターに期待される役割と当面の重点課題」
梶田 幸雄氏 「国際商事紛争解決制度の進展—外国仲裁機関の中国の仲裁の活用—」
露口 洋介氏 「デジタル人民元 CIPSと人民元の国際化」

JFTC 一般財団法人 日本貿易協会 JETRO 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

国際貿易投資研究所 (ITI) ・日印協会 共催オンラインセミナー
『インド太平洋時代のアンカー：インドの可能性を探る』



小島 眞氏 「インド太平洋時代におけるインド経済拡大の展望」
大瀧 拓馬氏 「日印経済協力の強化に向けて」
堀本 武功氏 「インドの外交政策と地政学上の立ち位置」

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677
〒104-0045 東京都中央区築地 1-4-5 第37興和ビル3階 E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp/ URL: https://iti.or.jp/